

山梨県住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 登録申請 提出書類一覧

申請書類		根拠条文	備考	申請者 確認欄
1	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請書（規則別記様式第1号）	法第9条第1項 規則第7条	○ セーフティネット住宅情報提供システムにて作成すること ○ 登録事項等の変更の場合は、規則別記様式第2号	
2	添付書類			
(1)	間取図	規則第10条第1号 告示第2条第2号 及び第4号	○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模及び設備の概要、各専用部分の定員（共同居住型賃貸住宅の場合）等を表示すること	
(2)	共同居住型賃貸住宅の延べ床面を示す求積図及び求積表	告示第2条第1号 及び第3号 要綱第3条第1項第1号	○ 共同居住型賃貸住宅の場合	
(3)	誓約書（様式1）	規則第10条第2号～ 第4号及び第6号 要綱第3条第2項	○ 欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面 ○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造が、第12条第1号に規定する基準に適合するものであることを誓約する書面 ○ 登録の申請が基本方針及び山梨県住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画（最新版）に照らして適切なるものであることを誓約する書面	
(4)	申請する賃貸住宅の地震に対する安全性が確認できる書類	規則第10条第5号	○ 当該住宅が昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手したものであるとき イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律第4条第2項第3号に基づき建築士が行った耐震診断の結果についての報告書 ロ 既存住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項の建設住宅性能評価書 ハ 既存住宅の売買に係る特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第19条第2号の保険契約が締結されていることを証する書類 ニ イからハまでに掲げるもののほか、住宅の耐震性に関する書類	
		要綱第3条第1項 第2号	○ 申請書に竣工年月が記載されている場合であって、次のいずれかに該当する場合、又は申請書に竣工年月のみが記載されている場合 ・ 3階建て以下で昭和57年5月以前に竣工したもの ・ 4～9階建てで昭和58年5月以前に竣工したもの ・ 10～20階建てで昭和60年5月以前に竣工したもの ・ 21階建て以上のもの イ 昭和56年6月以降に着工したことが確認できる建築確認台帳記載事項証明書等の書類 ロ 新耐震基準等を満たしていることが確認できる耐震診断報告書や耐震改修報告書等の書類	
(5)	告示第2条第5号の同等以上の機能が確保されている理由書	告示第2条第5号 要綱第3条第1項 第3号	○ 共同居住型賃貸住宅の入居者の定員を5で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）に相当する人数が一度に利用するのに必要な便所、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室が備えられていることと同等以上の機能が確保されている共同居住型賃貸住宅の場合	

※1 上記書類を順番に並べて申請してください。また、当該書類が添付されている場合は申請者確認欄へチェックを入れ、不備が無いよう確認の上、申請してください。

※2 法第12条の規定による登録事項等の変更の場合、「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る登録事項等の変更届出書」（規則別記様式第2号）に、上記書類のうち、記載事項が変更された書類を添付すること。（法第12条第1項、規則第17条第1項及び第2項、要綱第7条第1項）

※3 補助を受けている場合は、国土交通大臣による承認の手続きが必要な場合があります。

※4 セーフティネット住宅情報提供システムのホームページ（<https://www.safetynet-jutaku.jp/>）もご参照ください。